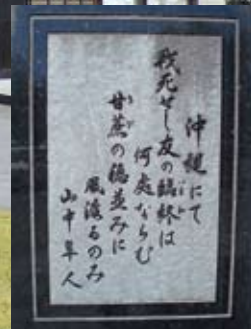


故山中貞則先生の自宅を 顕彰館として活用

曾於市山中貞則顕彰記念事業基金条例を制定 (平成 23 年 1 月 1 日施行)



故山中貞則先生の功績を顕彰し、子ども達の健全育成に資する。

故山中先生は、大正九年旧末吉町に生を受け、奨学資金を受けながら、苦学で学問を究め、青年団活動等で郷里の復興と日本再建に情熱を燃やし、若干二十五歳で県議会議員に当選、三十一歳で衆議院議員に初当選以来十七回当選、環境庁長官、沖縄開発庁長官、防衛庁長官、通商産業大臣などを歴任、また、長く自民党税制調査会会長を務められ、消費税生みの親ともいわれております。

また、日本の農林業、畜産業、水産業の育成保護と沖縄復興、台湾との交流に多大な貢献をされました。

さらに、歌人「山中隼人」として活躍されるなど多彩な文化芸術を愛されておられました。

山中貞則先生の人生を称え、感謝と誇りの象徴と、若い世代にその功績と生き方を語り継ぎ、将来を担う若者の勉学修行の場として、また市民の研修・憩いの場として「山中貞則顕彰館」を創設し、市が家屋等を購入、譲り受け、市が管理する公的な施設として運営していくものです。

趣旨に賛同される個人団体からの貴重な浄財で、顕彰館を創設、運営していきます。

山中貞則顕彰館を創設、運営

全国の個人・団体から、広く寄附金を募っています。市民の皆様方のご協力をお願いします。

《山中貞則顕彰館事業経費概算》

寄附金目標額 5 億円

- ・建物、遺品等の取得費用 7 千万円
(土地は、山中家から寄贈)
- ・維持管理費等 2 億円
- ・施設整備改修、駐車場整備等 2 億 3 千万円

《山中貞則顕彰館事業内容》

- 1 政治家「山中貞則の足跡と功績」の展示説明
県議会議員、衆議院議員としての功績
農林・畜産・水産業との関わりと業績
沖縄、台湾との関わりと功績
- 2 人間 山中貞則の生い立ちと生き方
- 3 文化芸術と山中貞則
歌人 山中貞則の世界
美術刀剣と芸術品
- 4 地域との関わり
吉井淳二画伯など先人偉人の顕彰
- 5 将来を担う子ども達の育成事業
学習室の設置
- 6 研修の場、憩いの場としての活用
生涯学習、山中文庫の開設、
喫茶軽食ルームの設置

【寄附方法】
①電話により、あるいは直接、寄附の申込みをしていただきます。
(申込先) 市役所財政課財政係
TEL 0986-76-8803
FAX 0986-76-8821

この寄附金は、寄附金控除(住民税・所得税)の対象となりますので、保管していただき、確定申告時に添付して提出してください。
寄附金額に上限、下限はありません。市民の皆様方の貴重なご浄財をお待ちしております。

していくには、建物、遺品等の取得費、展示室・学習室整備のための改修費、駐車場整備費、施設の維持管理費など、多額の経費が必要となります。
市では、山中先生の生き方を尊重し、公費に頼ることなく、これらの経費に充てる資金のすべてを、生前お世話になった方々に浄財をお願いすることとしております。
これらの趣旨を深くお汲み取り頂き、ご賛同の上、ご協力賜りますようお願い申し上げます。
②市役所財政課より、振込方法について、案内文、払込取扱票等を郵送させていただきます。
払込取扱票は、郵便局用であり、振込手数料は無料となります。
銀行等からの振込も可能ですが、振込手数料等を負担していただくことになります。
③市役所指定口座に振込をしていただきます。
④入金確認後、寄附していただきました皆様へ、市役所より受領証明書を送付させていただきます。